

【 介護保険の加入者・保険料 】

		第1号被保険者	第2号被保険者
年 齢		65歳以上	40歳から64歳
サービス利用 について		介護や支援が必要であると「認定」を受けた人は、サービスを利用できません。	介護保険で対象となる病気(特定疾病 <sup>※2</sup> )が原因で介護や支援が必要であると「認定」を受けた人は、サービスを利用できます。
保 険 証		1人に1枚ずつ、満65歳の誕生月に保険証を交付。(但し、誕生日が1日の人は前月)	要介護認定を受けた人に交付。
保 険 料	決め方	各市町村ごとに算出された「基準額」をもとに保険料が決められます。	加入されている医療保険(健康保険組合等)の算定方法により保険料が決められます。
	納め方	受給されている年金から天引きされる「特別徴収」、または、納付書により納付する「普通徴収」があります。 <sup>※1</sup>	医療保険分に後期高齢者支援分と介護保険分を合わせた保険料(国民健康保険料等)として納めます。

※1 普通徴収:年金が年額18万円未満の人。 特別徴収:年金が年額18万円以上の人。

※2 特定疾病:「初老期における認知症」「関節リウマチ」「末期がん」などの16種類の病気が定められています。